

独立行政法人大学入試センター法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第七条 （改正なし）</p> <p>（民間試験等の取扱い）</p> <p>第八条 別に法律で定める日までの間、大学の入学者の選抜に関し、 第十三条第一項第一号の試験の枠組みにおいて、民間事業者等が 実施する学識技能に関する試験又は検定（次条において「民間試 験等」という。）の活用は、行わないものとする。</p> <p>（民間試験等の活用の在り方についての調査及び検討）</p> <p>第九条 政府は、第十三条第一項第一号の試験の枠組みにおける民 間試験等の活用の在り方について、経済的な状況又は居住する地 域にかかわらず等しく民間試験等を受けられるようにするための 環境の整備、民間試験等の公正かつ確実な実施の確保等の観点か ら、必要な調査及び検討を行うものとする。</p>	<p>附則</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、センターの 設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に必要な経 過措置は、政令で定める。</p> <p>（国立学校設置法の一部改正）</p> <p>第八条 国立学校設置法の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕</p> <p>（教育公務員特例法の一部改正）</p> <p>第九条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次 のように改正する。 〔次のよう略〕</p>